

大蔵委員會議録 第六号

(107)

昭和二十六年十月二十九日(月曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村文十郎君 理事 小山 長規君

理事 内藤 友明君

理事 浅香 忠雄君

佐久間 徹君

塚田十一郎君

宮腰 喜助君

高田 富之君

中野 四郎君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

法務事務官(法制意見第二局長) 林 修三君

大蔵事務官 西川 善五郎君

(主税局長) 平田 敬一郎君

(大蔵事務官) 内田 常雄君

(管財局長) 河野 通一君

(銀行局長) 高橋 節君

国税庁長官 高橋 節君

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局外国税課長) 佐々木庸一君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

十月二十七日

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

法人税引上げ案撤回に關する陳情書

(東京都中央区日本橋横山町七番地 実業商工新人会平尾賢之輔(第二六七号))

公共事業実施に伴う土地買収代金に對し所得税免除に關する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全 国町村会長白鳥義三郎)(第二九八号)

林業税制改正に關する陳情書(金沢市兼六公園内石川県森林組合連合会 会長佐清作外一名)(第三二四号)

証券取引法改正に關する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地 東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第三二六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
連合國財産補償法案(内閣提出第五号)

所得税法の臨時特例に關する法律案(内閣提出第一〇号)
財産税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「六十億圓」を「七十億圓」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 たいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

国民金融公庫は、一般の金融機關から融資を受けることを困難とする國民大眾に對して、必要な事業資金の供給を行うことを目的として、一昨年六月設立されましたが、その後四回にわたつて増資を行った結果、資本金六十億圓となり、本年八月末までに普通小口貸付八十三億八千万圓を貸し付け、鋭意その目的達成のため努力して参つたのであります。昨今公庫に對する資金需要は、きわめて盛んで、すでに本年度増資分二十億圓は十月までに貸付を終り、十一月以降は既貸付金の回収金のみに依存せざるを得ず、増大する資金需要に應ずるにはきわめて不十分な状態であり、今回その資本金を十億圓増額して七十億圓としたこととするものであり、この追加出資額は本年度補正予算に計上されているのであります。

○夏堀委員長 以上、御説明を承りました。以上、御説明を承りました。以上、御説明を承りました。

○内藤(友)委員 たいま議題になつております連合國財産補償法案のことにつきまして、一、二お尋ねいたします。一、お尋ねいたします。二、お尋ねいたします。

○夏堀委員長 次に連合國財産補償法案を議題といたしまして、前会に引續き質疑を継続いたします。内藤君。

○内藤(友)委員 たいま議題になつております連合國財産補償法案のことにつきまして、一、二お尋ねいたします。一、お尋ねいたします。二、お尋ねいたします。

それは前会に政府委員の内田さん、林さんにお尋ねいたして、ややその中味のことは了解される節もあるのですが、まだ少しわからぬところがあり、また少しはなはだ迷惑なことを申し上げて恐縮なものでありますが、それは日本國との平和條約第十五條の(a)(b)(c)の(a)一番最後にあります「日本國内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。」「この條約の事項から、連合國財産補償法案というものが生れて参つたものと思つておられるのでありますが、そこでお尋ね申し上げたいのは、この條約の十五條の條文と補償法案なるものとの關係なのであります。つまり結論を申し上げますと、今提案されております連合國財産補償法案というものは、一九五一年七月十三日に日本政府が決定した案そのものだということを聞いておられるのでありますが、そこでこの法案というものは、調印されました四十箇國の人たちが大體了承しておることなのであります。従つて國家的な立場から考えますと、この補償法案というものを修正することは、ちよつと道徳上の立場から考えましてどうかと思つておられます。そこで問題になりますのは、この條約の十五條が連合國財産補償法案の審議を、ある程度制限するのしかしないのかという問題であります。それは実は私が法律に明るくないものでありますから、疑問に思つておりましたので、前回の委員会にお尋ねいたしましたのであります。その点法務總裁から、たいま議題になつております連合國財産補償法案、これはある程度の制限をするのだということであり、また、もうそれを私どもはその線に従つて、この審議をしなればなりませんので、そのつもりでやりたいと思つておられるのであります。法務總裁からそういう私の疑問に對します何か蒙を開いていただきたい、こう思つております。

○大橋國務大臣 まずこの平和條約十五條の末端に掲げております事柄の意味をいたしましては、これはすでに御承知の通りであらうと存じます。が、連合國の財産に對する補償の条件

を、平和条約において規定をいたした
のでございまして、その内容といたし
ましては、七月十三日の閣議決定にな
りました法案の中に掲げられておる条
件そのものを押えまして、その条件よ
りも不利でない条件で補償すべき義務
を、日本国が関係国に対して負担する
ということ、この条約文において明
らかにいたしたわけでございます。そ
こでここにありましますものは法案そ
のものでなく、法案の中に掲げられてお
る条件をさしたものでございまして、
日本政府がこの条約を批准いたしました
場合においては、当然この条件より
も不利でない条件で補償すべき条約
上の義務を負うことはもちろんであり
ます。そこで国内手続といたしまして
は、国家が外国に対して負担をいたし
ております条約上の義務を履行する
ために必要な国内手続として、この
法案を国会に提案をいたしたわけであ
ります。国会に対する法案の提案は、
これは他の法律案と何ら法律的に異な
るものではないのでございまして、も
とより国会といたしましては、この法律
案についても他の法律案と同様に審議
権を有するのでありまして、理論上の
問題といたしましては、審議の結果も
し右法律案の定めております補償の
条件よりも相手方を有利にいたそう、
有利の条件にしようという考えであ
りますならば、これを修正すること
は可能でありますし、もし右法律案
の定める補償の条件を、これは連合国
に対して有利過ぎて不適当であるとお
認めになりますならば、その場合にお
きましては、同時に平和条約第十五条
の(4)の末段の条約の事項そのものを、
不適当と認めることに相なると存する

のでございまして。従いまして結局は両
条約の締結を承認する場合の国会の態
度いかに問題と、相なるわけであろ
うかと存するのであります。平和条約
の締結について、同時に国会に承認を
求められております以上、その条約に
右の事項が含まれておるからといつ
て、決してこの法律案について国会の
審議権が拘束されるということはない
のであります。ただ国会が第十五条(4)末段の規
定を含む平和条約に対して、その締結
承認の議決をされましたならば、当然
同一の意思体であります国会とい
ましては、右十五条(4)末段の規定と
相表裏いたしてあります連合国財産
補償法案についても、その成立を目的
として御審議に相なるであろうとい
うことは、これは理論上当然であらうと
考へるわけでありまして、

府が提案せられようが、国会が提案し
たしように、これは国会がこしら
える。国会の全責任なのだ。でありま
すから、言葉をかえて申し上げますと、
内閣の責任である。その内閣の責任で
あるということ、立法府の責任と考
えるところに少し問題があるのじやな
いか、こう私は思ひますので、形式は
そうだけれども、腹の中は、平和条約
を承認したのだから、十五条というこ
とはわかるのだから、それはわかるの
じやないかという、人情論であります
か、裏の話を申し上げますか、それはよく
わかるのであります。またこういふうな
書き方で、いろいろ不利関係のある
各国をおまとめになつたというアメ
リカの御配慮もよくわかる。またそう
あつたから、実は早目にこの平和条約
がこういふうなことになるのであ
ります。私もそれは喜んでおる
のであります。私どもはそれは喜んでおる
法の規定から考えまして、あくまでも
行政府の責任に属する条約の締結、そ
の条約文というものが、立法府の審議
を制限するとか何とかいうことは、私
には突は一つの疑問を持つておるので
あります。私は今憲法の規定から申し
上げたのであります。もし私の考え
が間違つておりますれば、それはお
前、そうじやないのだぞということ
を、ひとつ教えていただきたいと思
ひます。お答えによりまして、また次
のことをお尋ねしたいと思ひます。

とは、内閣の権限に明らかにされてお
るのであります。ただ行政府の締結
いたしましたところの条約というもの
が、批准せられたる場合におきま
しては、その条約は行政府を拘束する
のでなく、日本国というものの国家と
しての義務を規定いたすものでありま
して、この日本国の義務を履行する場
合に、必要な国内の手続をいたす。そ
の場合においては、あらゆる国内の関
係機関というものは、正しく成立した
しましたる政府の国際的な義務の履行
に、支障なからしむるよう協力す
るといふことは、当然のことであらう
と存するのであります。それでありま
すから、御指摘になりましたごとく、
条約の締結は行政府の仕事であります
が、その条約が批准せられたる
場合においては、この条約に認められ
た義務というものは国家そのものの義
務でありまして、これの履行のできる
ような措置を講ずるといふことは、行
政府にいたしまして、立法府にいた
しまして、当然のことではなからう
かと存じます。

○内閣(友)委員 そうしますと、条約
の締結というものは政府がやるけれ
ども、そのやつた仕事によつてのいろ
んな事柄は国家が全部受くべきもので
あつて、国家の中のどの機関もその線
に沿つてやらなければならぬ、こうい
うお話のように承つたのであります
が、もしそういうことでありますなら
ば、この十五条に書いてあります条約
文は、今提案されております補償法案
というものの審議を制限する、こう見
てよいのでありますね。

○大橋國務大臣 法律的にはむろん国
会は自由であります。国会がこの法
案を定める条件よりも不利な側に修正
されるとき、あるいは否決をされまし
た場合におきましても、日本国とい
たしましては条約上の義務を免れるわけ
ではないのでございまして。条約上の義
務がおります以上は、国家としては何
らかの方法によつて、義務の通りに履
行をすべき責任があるわけでありま
す。そういう点から申しますと、こ
の法案の審議においては、実際上その限
界があるといふことは、これは否定す
ることはできなからうと存じます。

○内閣(友)委員 大分私の疑いが晴れ
て参りました。ある程度の制限はやむ
を得ないというお心持のような答弁と
承つたのであります。私はそうであ
らうと思ひます。この前の委員会
で、今お見えになりました林さんが、
これは平和条約の一部であるといふこ
とを繰返しお話になつておりました。
またイタリヤの平和条約であります
か、よそのいろいろのものを言ひますと、
やはり条約の中にこういふうなことは
規定してありますので、そうであら
うと思ひます。しかし、現実的に
しろ、形式的にしろ、それはそうであ
るかも存じませんけれども、条約とい
うものは、国家と国家との合意を必要
とするものだと思ひます。ところが法
律というものはそうではない
のであります。日本国なら日本国の
単独意思で定めるといふものなので
あります。そこにむづかしい関係がで
きて来るのであります。そういふこ
とから条約の不利であるとか、不利で
ないとかという最後の解釈は、条約の
二十二条に書いてありますように、国
際司法裁判所で決定するということに
なつております。ところが私どもが今

審議しておりますこの法案を、私どもとしましては条約の十五条に規定してある不利でない条件だと思つて修正した。連合国のためにいいのだと思つて修正した。ところがそれは国内法でありますから、私どもはそう思つて、また国内法のいろ／＼な疑義の最後は、最高裁判所で決定せられるのでありまして、これは憲法の八十一條にはつきり書いてあるものであります。最高裁判所も、お前たちの修正はその通りだ、これは十五條にもとらなない、不利でない条件なのだ、こう認められて、国内の立法府も、また最後の判定をする最高裁判所も、そうだ、こう認めた。ところが相手の国が、お前たちはそう言うけれども、不利でない条件にはならないぞ、不利だぞといふことになりまして、国際裁判所も、その条約を締結した相手国の言葉をいれまして、いゝ／＼調べたところが、その通りだ、こうなつたときに両者の関係はどうなるのかといふ問題があると思ふのであります。これについてもう一べん、くどいようであります。ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 かりに国内におきまして連合国財産補償法案を修正をいたしました。その場合において、修正せられる国会といたしましては、この修正は連合国民に対する有利なる修正であつて、不利ではない、こういう考えで修正をされた。しかしながら相手国においてはこれを不利と認めて、国際裁判所に対して出訴した。この場合におきましては、条約上、日本は本条約に關連いたします紛争につきましては、国際司法裁判所の裁判に付するといふことを規定いたしておりますから、この

国際裁判所の判決は、関係国に対して最終的に決定をいたすわけでありませう。日本としては当然それに服しななければならぬ。そうしますと、国際司法裁判所において不利なる断定をいたしたならば、日本としてはその不利なることを承認しなければならぬ。国内の機関においていかに不利にあらざる意思決定をいたしても、その意思決定といふものは対外的には効力がない。従つて国家としてその判決に拘束されるわけでございますから、國家は対外的に当然その判決の趣旨に従つたことを実現するやうな措置を、關係機關においてとらなければ、國際法上の義務違反といふそしりを免れないだらうと存じます。

○内藤友委員 お尋ねしました事柄がだん／＼はつきりして参りました。そうすると、最後に要約いたしましたところ、今審議になつておる連合国財産補償法案といふものは、これは平和条約の條項によつてその審議に何らかの制限を受けるものだ、こういう結論になるとかならぬとか、それだけ重ねてお答えいただけばつてござります。

○大橋國務大臣 法律的問題ではない、實質上の問題といたしまして、審議權の限界があることは否定できないだらう、さう存じます。

○内藤友委員 またつきりしなくなりまして、私は事實はまさにその通りだと思ふのでございますが、その法律的事実をお尋ねしておるのでございまして、法律的にもさういふふうな考へていいのじやござりますまいか。それをひとつお尋ねいたします。

○大橋國務大臣 単純な法律論といたしましては、もし国会の修正權がないといふことになりますと、国会がこの法案を修正いたしました場合、その修正は當然無効である。あるいは修正して国会が可決した。その可決したその法案が成立しないといふことにならなければならぬ、国会の修正權がないといふことは言へないと思ひます。今、国会が独自の立場において修正をされましたる場合においても、国内の法律としてその法律が成立することは、これは国内法上疑いのないところでありまして、さういふ意味においては国会の審議權は法律上の制限はない。自由には修正すれば、それが法律として国内においてはその當然効力を生ずるものである。さういふ意味においては制限はない。しかしながら國が外國に対して負いますところの國際法上の一つの義務を認め、その義務を履行するための国内手續として、この法案を提案いたしておるわけでございます。それを条約の趣旨に違つたやうに修正されましても、それでもつて日本國といふものが、外國に対する國際上の義務を免れることにはならないのであります。國際上の義務の關係におきましては、さういふ修正は何ら對外的には意味をなさない。従つてさういふ面において國會の審議權といふものは、おのづから限度があるといふことは否定できない、さういふことを申し上げた次第であります。

○内藤友委員 そうなつて来ますと、私は憲法のことをひつぱり出さなければならぬのであります。憲法の七十三條には、條約といふものはあくまで行政府の責任といふことになつておるのであります。ただその締結する過程といたしまして、國會の承認を経なければならぬ。そのかわりに事前でもよい、事後でもよい、さういふことになつておる。もし承認できなければ、法律論からいいますと、その政府は責任を負わなければならぬといふことになるのであります。ところが法律といふものは政府とちつとも關係がない。提案權はあるか知りませんが、法律といふものは國會がこしらえるものであります。さうしますと政府の責任が、まあ臺灣の袖の險といふ言葉になるか存じませんが、さういふうなことになるやうな感じがしてならないのであります。行政といふものと立法といふものは、はつきり區別しておかなければならないのであります。もし今審議しております法律が修正になつた、あるいは否決になつた、さうなりましてした場合において、そのあたりのことは、今總裁は國家がさういふ約束をした、義務があるからとつしやつたけれども、私は政府にその責任はあるのじやないかと思ふのであります。その政府の責任といふことを、總裁は國家々々といふ言葉を使つておられますけれども、そこに私は少し何だか／＼したやうなところがあるやうな感じがするのであります。私の考へが間違つておれば改めますけれども、さういふ場合は政府が當然責任を負うべきものであり、國家は何も責任を負うべきものではない、さう考へておりますが、間違つておりますか。

○大橋國務大臣 内藤委員は、内藤委員御自身の御意見が間違つておるならば改めるとおっしゃいます。間違つておりますからどうぞ改めを願ひたいと思ひます。

○内藤友委員 間違つておるところを御指摘にならぬのであります。それはひとつ憲法を讀んでいただければかるのであります。條約の締結は國會の義務じやないのでございませう。國會もその責任を負わなければならぬのでございませう。

○大橋國務大臣 條約の締結は政府の仕事になつておりますが、國會の承認を必要とするわけでございます。國會が承認をしたといふことについて、國會として當然責任を負わなければならぬことではあります。

○内藤友委員 それは一つの手段であつて、締結の責任はあくまでも行政府が持たなければならぬのではありますせんか。

○大橋國務大臣 國際法上では、締結といふことは、調印をしそれに対して批准を行つて、有効な條約として確定することを締結と言ひます。これにつきましては、行政機關の全權によつて、さういふ條約のきく上の場合もむろんございませう。批准を要しないで調印だけでできるといふものもあるわけでございます。しかしながら今回の平和條約におきましては、國內法の手続によつて、わが國としても批准をしなければならぬといふことになつておるわけでありませう。國內法の手續によりまると、憲法の規定によりまして批准をする場合においては、政府は事前または事後に、國會の承認を受けなければならぬといふことに相なつております。すべて憲法上の行為につきましては、行為者みづから責任を負うべきものでございまして、國會が承認したといふことについては、これは國會のみならず責任を負うので、國

裁からも御答弁がございましたよ。それで、日本として最最大限度に負担する義務として、この責任をみずからとつたのでありますが、そのことは、他の十四条あるいは十六条、十七条等におきます賠償、その他の敗戦国として

最小限度の義務を、みずから負担したのと同じ関連に立つものと存じます。

○深澤委員　そこでこの法案だけでは非常に漠然としたままで、その補償の範囲がどこに明確にならないのであります。先般の内田局長の説明によりますれば、二百数十億が賠償の額になるという御説明もあつたようでありますが、そこで私は、昭和十六年の敵産処理以来、どういふうちに連合国の財産に対する処置が行われていくか、そうしてどういふものが具体的に補償されるべき対象になつておるかという、この具体的な資料が、この審議の過程において必要になつて来ると思ふのであります。その資料の御提出ができるかできないか、その点をひとつお伺いしたいのであります。

○内田(常)政府委員　この法律案の構成は、連合国人の財産であつて、戦争のため損害を受けたものすべてについて補償する建前ではなく、かかる連合国人のうち、特に日本人がその身体または財産について特別の拘束を加えた。すなわち日本人には加えなかつたけれども、そのうちの特殊の連合国人に限つて、身体または財産に拘束を加えました場合は、原則として補償いたす建前になつてゐるのであります。従ひまして具体的には先般も申し上げましたように、敵産管理法等によりまして連合国人の財産を没収して敵産管理に付し、それをかつてに処分した場合は一番多いのでございます。その次には敵産管理法とは法において異にいたしますが、工業所有権戦時法というやうな法律に基づきまして、日本国政府がかつてに連合国人の所有する特許権等を取消し、あるいは当該特許権者と

国内の使用権者との特約に基づきまして、その利用を認められておつた特許権等につきまして、その特定人に限らず多数人に専用権というやうなものを設定いたしました。特許権者の利益を侵害した、こういう場合が全体の大部分でございまして、先般一枚刷りの資料をお配りいたしておきましたが、そのうちでやはり一番大きいものは、敵産管理によりまして、その不動産株式等が戦争の結果損害を受けたもの、その次が工業所有権戦時法等によりまして外国人の特許権、工業所有権を侵害したことに對する補償が一番大きい。その種類別は、建物十六億圓、不動産が八十七億圓、株式が百十四億圓等を主としたもので、おおよそ二百六、七十億圓ということを示した次第であります。これも先般御説明いたしましたように、従来の条約の例と違ひまして、これらの損失補償につきましては、日本自身が進んで損害の調査をして補償する建前をとらずに、一定期限を限つて当該連合国人たる請求権者の立証並びに請求をまつて、初めて論ずるといふ仕組みにいたしておりましたために、あるいは二百七十億よりも少い金額で済むかもしれないという氣持もございまして、さらにまた補償をいたすに付いては、まずこれらの敵産管理あるいは没収した工業所有権等を、現状のままで連合国人に返還する。その返還されたものについて損失のあつた場合に初めて補償する。返還の請求がないものには補償も与えない。こういう建前をとつておりますため、ただいまのところは一表にまとめました表で、おおよその見当をつけ得る程度であります。この限界内にお

きまして、なお査定等はできる限り公正かつ厳格にいたしまして、日本の財政負担を軽からしめたい、かように考へております。

○深澤委員　そういったしますと、先般のあの一枚の紙に載せられた以上の資料は、現在出すことはできないという状況にあるという結論になりますか。

○内田(常)政府委員　一件々につきまして、某々連合国人が戦前保有しておつて、これが敵産管理にかつた、こういう財産はだれ／＼が持つておる、それを返還されたとして大体幾らの損害に見るか、こういう御指定がおりますならば、どんな詳しい損害額でもできますけれども、それを何千人かの分を集積いたしまして、各連合国人の補償に對する態度等を客観的にとりまとめるとは、ただいまのところ不可能だろふと思ひます。

○深澤委員　私は、少くとも平和条約成立によつて、一応国内的にこうした問題が最終的に整理される場合において、国会と国民の前に、具体的にどういふものがわれ／＼の義務、責任として補償されるかということが明確にならなくて、そうして漠然とこの法案を審議するということでは、これは国会のわれ／＼の責任が済まされなかつたと思ひます。これは委員長に私はお願ひいたしますが、単にこうした漠然たる形における審議は、まことに不適当であると思ひますから、事務整理上相当の困難もございしようが、できる限り詳細の資料を提出あらんことを、ひとつお願ひしたいと思ひます。

○内田(常)政府委員　この資料は信用していただいてけっこうでありますし、私どもは大体この金額の範囲内で

始末がつき得る、こういう見通しを持つておりますけれども、もし委員長からの御希望もありますならば、これは紙は一枚くらいになつておりますけれども、たゞの算出の根拠等につきましても、ただいま御説明申し上げてもよろしうございまして。

○深澤委員　われ／＼は単に補償の金額だけの問題でなしに、やはり補償の性格、その内容というものを国民に明確にする必要があると思ふ。それでなければわれ／＼の責任は済まされなかつたと思ふので、私は単に金額の問題でなしに、どういふ性格のものをわれ／＼が補償するのだということを、明確にする必要があるもので、あえて内容にわたるところの資料をお願いしたいと思ひます。

○内田(常)政府委員　補償のやり方につきましては、先般の法案内容説明におきましては、十分申し述べましたように、連合国人の財産を開戦時の状態に、その財産を返還したときにおいて、もどしてやる、もどせぬ部分を補償する、こういう建前に相なります。たとえば連合国人が戦前五十坪の家を持つておつた、それが戦争の結果半分たたきこわされて、現在返還し得るものは半分しかない、そうするとあとの半分の足りない分は現物では返せないから、結局現金で補償しなければならぬ。しかし最初五十坪の家が戦前の価格がかりに一万円であつた。ところが戦後非常に物価が上つて来ておりますために、今後御承知の通り講和条約の発効した後、九箇月以内の連合国人の請求をもつて、その六箇月以内に返還するわけでありまして、今後かりに十箇月目に返還したといたしまして、

その十箇月目の返還の際の価格が、五十坪の家が百万円といたしますと、百万円のうちの半分が飛んでおりますから、これを元の状態にもどすためには、少くとも五十万円の補償金がいる。こういったしますと、さういふ計算のもとに五十万円を損失査定額といたして、それからい／＼／＼控除すべきものを控除いたしまして、個々の場合において、あるいは二十五万円の損失補償をし、あるいは二十万円の損失補償をする、かような計算に相なります。そういう建前のもとにおいて、一体わが国の建物、戦争の結果どれだけ損害を受けているかという大数計算をいたした上で、さらにまた連合国人の財産であつて、敵産管理を受けましたものについて、より少数のサンプル調査をいたしまして、そのサンプル調査の結果、連合国人の不動産というものは、大体何十パーセントの損害を受けたかということを客観的にいたしまして、それを根拠といたしまして、開戦時から今日までの不動産価格の値上がり／＼等をも参考といたしまして、集積いたしまして二百数十億、こういう数字を出しているわけでありまして、しかしながら何べんも申しますように、この数字はあくまでも機械的に集積した数字でありまして、補償してくれたい連合国人が現実どのくらいあるか。まあ二割程度にわたっているけれども、八割程度少し悪くなつた程度で自分の手にもどつて来た、日本もいろいろ多事多端であるから、二割の補償までも請求しないでよろしいというやうな、好意を持つてゐる連合国人もあるわけでありまして、従ひまして私はほんとうならばこの国会におきまして

も、株式が幾ら不動産が幾らというような数字を申し上げて、何か少くともその範囲では損失の補償をさせるといったような気持を、各国のミツシヨン等に実は持つてもらいたくないとは思つておりましたが、国会に提出してできるだけ精密な御説明を申し上げた方がよいと存じまして、あえていやな数字を申し上げた次第でございます。

○深澤委員 私は今の内田政府委員の説明はどうも納得が行かないのであります。いろいろ計算上の集積がこうなるのだということではありますが、そのうちに、やはりここにこういう運合国財産があつた、その被害がこういう状態になつたということがなければ、これだけの数字が出て来ないと思ふ。そういうことを資料として国会に提出するのは、何らさしつかえないと私は考へるのであります。従つてわれわれは、この法案審議が抽象的にならぬように、あくまで具体的にすることを、この資料を要求するということが、これはわれわれの当然の権利であると思ふ。それができるかどうかできないかというのを、委員長からひとつ明確にお確かめいただきたいと思ひます。

○夏堀委員 深澤君より今資料の提出の問題でいろいろお聞きになつておりますが、この御要求になつておる資料は、でき得る範囲内で当然政府が出さなければならぬと思つております。けれども、今政府の方よりいろいろ御説明にあつたような事情もあつたので、この法案の審議はなお明日も続行したいと思ひますから、明日までに政府の方と委員長と相談をいたしまして、どう処置すべきかということとを確答したいと存じます。

○内田(常)政府委員 先ほどから申し述べますように、私どももいたしましては誠心誠意、この法律案の作成に至ります経緯、それから数字を積み上げました方法等につきましてお話し申し上げておる次第でありまして、さらに詳しい積み上げ方という頭の持ち方につきましては、これはたゞいま必要とあらば、大体こういう大数計算、こういう小数計算で積み上げたということ

は申し上げるすけれども、これ以上こまかい資料はつくり得ないと思ひますから、それを御承知願ひます。

○深澤委員 私は今の内田政府委員の説明はどうも納得が行かないのであります。いろいろ計算上の集積がこうなるのだということではありますが、そのうちに、やはりここにこういう運合国財産があつた、その被害がこういう状態になつたということがなければ、これだけの数字が出て来ないと思ふ。そういうことを資料として国会に提出するのは、何らさしつかえないと私は考へるのであります。従つてわれわれは、この法案審議が抽象的にならぬように、あくまで具体的にすることを、この資料を要求するということが、これはわれわれの当然の権利であると思ふ。それができるかどうかできないかというのを、委員長からひとつ明確にお確かめいただきたいと思ひます。

○夏堀委員 深澤君より今資料の提出の問題でいろいろお聞きになつておりますが、この御要求になつておる資料は、でき得る範囲内で当然政府が出さなければならぬと思つております。けれども、今政府の方よりいろいろ御説明にあつたような事情もあつたので、この法案の審議はなお明日も続行したいと思ひますから、明日までに政府の方と委員長と相談をいたしまして、どう処置すべきかということとを確答したいと存じます。

○内田(常)政府委員 先ほどから申し述べますように、私どももいたしましては誠心誠意、この法律案の作成に至ります経緯、それから数字を積み上げました方法等につきましてお話し申し上げておる次第でありまして、さらに詳しい積み上げ方という頭の持ち方につきましては、これはたゞいま必要とあらば、大体こういう大数計算、こういう小数計算で積み上げたということ

題といたしまして、前会に引続き質疑を継続いたします。

○奥村委員 所得税法の臨時特例に関する法律案について一点だけお尋ねいたしたいと存じます。

要綱には、退職所得に対しては、特別のとりはからいをなさるように出ておるのであります。条文を見ると、その規定が十八条に出ておるのでありますが、これは単に別表に掲げてあるものであつて、要綱に出ておるような趣旨は条文には出ていないのであります。これはどういふわけなのでありますか。

○平田政府委員 別表に出してあります税額の表、この表が要綱に書いてありますようなことを前提にいたしまして計算いたしました。これをもちつて税額にする、こういうわけでございます。特別に重複して書く必要はなかりうというので、このようにいたしましたのでございます。ことにこれは臨時特例でございますし、この次の所得税法の改正の際には、その辺のところをもう一べんよく検討いたしてみたいと思ひますが、今回の法律案といたしましては、これで必要かつ十分であると考へておる次第であります。

○奥村委員 この要綱によりますと、退職所得に対しては画期的な処置をなさるのであつて、しかもこれは来るべき通常国会においての所得税法改正の方角を、はつきり示しておることと思ひのであります。従つていづれ来るべき通常国会においては、要綱にあるような条文をはつきり現わされるものと思ひのであります。それがため暫定的にこういう表でもつて現わされたことと思ひのであります。それでは要綱に

基いてお尋ねをいたしたいと思ひのであります。要綱では実ははつきりいたさないものであります。退職所得に対しては十五万円をまず特別控除いたして、十五万円特別控除した残りの半額をまた控除して、あとの半額に課税する。その課税の率は他の所得との総合課税でなく、この退職所得だけを別に切り離して、分類して課税をするのか、総合課税でやるのか、はつきりしておらぬが、この点どうでありますか。

○平田政府委員 その点は前に御説明申し上げましたように、分離いたしまして課税する建前でこの附則の税額表を出してあります。この税額表をくらひになりますならば、この要綱で説明しておりますような方法で計算した税額が、この税額表の税額になつていくというのを御了解願へるかと思ひます。分離して課税する建前でありま

す。

○奥村委員 御説明にもありますように、確かに分離して課税しておるのであります。これはかねてシャウプ勲告に基いてわれわれがつくつた法律、特にこの所得税法のすべての所得を総合課税するという大原則を、ここでぶち破られることになるのであります。が、いづれこの方針は通常国会において、ほかの一時所得にもかような考へ方を適用なさることと思ひのであります。そこでなぜこの総合課税でなしに、分離して課税なさることになつたのか。その理由をお尋ねいたします。

○平田政府委員 所得税の純粋理論から申しますと、あらゆる所得を総合して課税するというのが理想的であります。すことは、奥村さん御承知の通りでございます。それからまた二十五年

の改正によりまして、そういう方針で現行法はできておるわけでありましたが、ただ実行の結果等に顧みましてよく考へてみますと、やつぱりこの種の所得は、普通の所得と若干違った性質があるということも否定し得ない。それらを総合いたしますと、今の所得税の普通の税率が相当高いので、上に乗つたことになりまして、この種の一時所得の負担が相当高くなる。そういう点を考慮いたしますと、わが国の現状からすると、分離して課税する方が實際に即しはしないか。それといま一つは課税の簡易化をはかるということ、一般から非常に要望されておる。が、そういう点からいたしまして、分離して課税するということができれば、なか／＼うまい案ができないかというようになります。今回は分離して課税する建前にいたしたのでござい

ます。その他の所得についてどうするかというところは、これは通常国会までに検討いたしまして、提案したいと思つておるのでございます。通常所得以外にもいろいろございまして、山林所得は、どつちかと申しますと、通常所得と一時所得のあいこと申します。か、両面の性質を実は持つておるよう

でございます。譲渡所得になりますと、一時的な色彩が大部分である。そういう所得の性質に應じて、また課税の實際負担の事情等に應じて、それらの所得に対して、どういふ扱いをした方がいゝか、単に所得税の理想論だけではなくて、日本の現状にも即し得るようにならねばならぬ。というので、目下いろいろ案を案は検討いたしておりますが、純粋の一時所得の性質の強いものにつきましては、

の改正によりまして、そういう方針で現行法はできておるわけでありましたが、ただ実行の結果等に顧みましてよく考へてみますと、やつぱりこの種の所得は、普通の所得と若干違った性質があるということも否定し得ない。それらを総合いたしますと、今の所得税の普通の税率が相当高いので、上に乗つたことになりまして、この種の一時所得の負担が相当高くなる。そういう点を考慮いたしますと、わが国の現状からすると、分離して課税する方が實際に即しはしないか。それといま一つは課税の簡易化をはかるということ、一般から非常に要望されておる。が、そういう点からいたしまして、分離して課税するということができれば、なか／＼うまい案ができないかというようになります。今回は分離して課税する建前にいたしたのでござい

ます。その他の所得についてどうするかというところは、これは通常国会までに検討いたしまして、提案したいと思つておるのでございます。通常所得以外にもいろいろございまして、山林所得は、どつちかと申しますと、通常所得と一時所得のあいこと申します。か、両面の性質を実は持つておるよう

でございます。譲渡所得になりますと、一時的な色彩が大部分である。そういう所得の性質に應じて、また課税の實際負担の事情等に應じて、それらの所得に対して、どういふ扱いをした方がいゝか、単に所得税の理想論だけではなくて、日本の現状にも即し得るようにならねばならぬ。というので、目下いろいろ案を案は検討いたしておりますが、純粋の一時所得の性質の強いものにつきましては、

退職所得のように分離して課税する方が簡単でありますし、実際のではあるまいかと思ひまして、目下そういうような案を二、三研究中でございまして、いずれ通常国会までにはできるだけ考えまして、妥当な案を御提案申し上げたいと考えておる次第であります。

○奥村委員 山林所得、譲渡所得に對しても、特に一時的な所得について、通常国会において相当改正するんだ、こういうことではあります、私はこの法案審議の際に、もつとつと込んだ政府の御方針をはつきりしていただきたいと思つてあります。というのは、退職所得に對して、たゞいま御提案のような制度を考えておられます以上、税の公平の面からいつても、山林所得あるいは譲渡所得についても、政府のある程度はつきりした御方針が明らかでなければ、われわれはこの退職所得の審議について、これを承認することはできぬ、こういうことになるのであります。いづれこの法案の審議中には、もつとつと込んで、お尋ねしたいと思ひますが、できるだけはつきり御答弁を願ひたい。

そこで本日は、この退職所得のみに限つてお尋ねするのであります、退職所得は普通の所得とは違ふんだ、従つて特別にこういう取扱ひをなさるといふお話であります。退職所得が普通の所得と違ふといふことは、今始まつたことではない、われわれがシャウア勧告に従つて、この所得税制を審議したときから、論議的になつておつたのであります。そこで、普通所得と違ふのであるから、今回特に十五万円以下の基礎控除をなさつた、次に半額控

除をなさつた、あとの半額に對して分離の課税をなさるといふ、この三段階の減税の処置をなさつた理由をお尋ねするのであります。普通所得と違ふといふのは、どの点が違ふのであるか。一時所得の意味において違ふのであるか。その点……。

○平田政府委員 お話の点はあまり御説明を要しないかと思ひますが、退職所得は勤勞所得的な要素がある。しかも給与所得の一種の延長と申しますか、そういうものであり、かつ一時にもらふ所得である、こういう点が退職所得の特色ではないかと存じます。譲渡所得になりますと、資産所得的なものであつて、かつ一時所得であるといふことになるかと思ひます。それから山林所得になりますと、さつき申し上げましたように、これは年々山林所得のある人が相当多い。それも本来元本的な所得といふよりも、年々山林が成長いたしまして、生じ得べかりし所得を一時に取得する場合のあることも事実であります。山林所得になりますと、その辺の一時所得の性質も、よほどほかの所得と違ふ。事業所得的な要素と一時所得的な要素と両方持つてゐるのではないかと。奥村さん御承知の通り、日本のずつと前の所得税でありますれば、純然たる一時所得には課税してなかつたが、その当時も山林所得にはやはり課税いたしておりました。従ひましてその辺所得の種類によりまして、若干差があるようでございます。所得税の純粹理論から申しますと、全部所得を総合いたしまして、しかも負担として適正な負担をするといふ考えが、最近最も進歩した所得税の理論でありまして、變動所得の平均課税方法で課税

をするといふ、二十五年から行ひました課税方式といふものは、所得税の理論といたしましては、最も進んだ税制だと今でも実は考えております。たださつき申しましたように、所得税の一般の税率等が重いために、こういう所得が一時に入つて来ますと、變動所得の平均課税方法だけでは、現実問題として必ずしも即応しない部分がある。それから五箇年の平均課税にいたしましても、なおまだ完全に問題は解決されてない。しかも非常に納税の方法が煩雜で、かえつて納税者は、公平ではあるが、めんどろなで困る、こういうような議論もありませんので、日本の現状からいいたしまして、さつき申しましたように、なるべく簡單化をはかりまして、同時に一時所得的な性質にかんがみまして、負担の緩和をはかりたつたところか、こういう趣旨で提案をいたしましたのでございます。

十五万円の基礎控除をいたしましたのは、これは所得がなくなつてしまつたような人の場合には、実は現在の税法でもかからないのです。少額の退職所得は、最初の年はかかりまして、その次の年からかからなくなりました、あるいは返さなければならぬやうになつておるのであります。ところが今度は分離課税をしますと、そういうことがなくなりました。従つてそれに對しましては、一定額の控除が必要ではないか、こういう意味で基礎控除の三年分、扶養親族が三人か四人くらいでありますと、一年分の基礎控除と扶養親族の控除額、その程度の控除は退職所得について認めた方が妥當ではないか。これは理論的にはつきりした数字は出て来ないのですが、そういう

一つのよりどころからいたしたのであります。

それからいま一つは、二分の一控除して半額に課税するわけでありまして、これはやはり一時にもらふ所得であるので、ある年に固まつた所得になるわけでありまして、それに對しまして、年々の所得に對します税率をそのまゝ適用したのでは無理であらうといふので、半額を課税所得にしまして、税負担を計算する。しかもこれはなるべく簡單な方法がいだらうといふので、半額にする、こういう方法にいたしましたのでございます。りくつから申しますと、二十五年から実行しました方法、これは捨てがたいものがあると思つたのでございまして、今の實際から申しますと、こういう方式の方が、より實際に即しはしないだらうかといふので、かような改正にいたすことにいたしましたのであります。将来所得税がすべて非常に理想的な状態になりました、うまく行くといふことになりましたれば、私はやはり理想としては現在のやうな方式の方が、将来非常に長い眼で見ますと、理論的にはいいのではないかと考えますが、今の實際から申しますと、やはりこの提案いたしましたやうな方がより妥當ではないか、こういう意味で改正案を提案いたしましたことを、御了承願ひたいと思ひます。

○奥村委員 退職所得に對して十五万円の基礎控除を新たに設定したこと、それから半額控除をしたこと、これの理由は今の御説明で大体わかりました、あと総合課税をなさらずに分離課税をなさることについての事情は、私聞きもしましたが、御説明がなかつたか、わかりませんでしたので、もう一度お

伺ひたいします。

○平田政府委員 総合課税をいたしますと、やはりその年の所得がどうであつたかといふことによつて非常に影響される。それで一月にやめて、その年の所得が非常に少なくなつた場合と、十一月ごろやめまして、なおその所得が多い場合と、総合課税しますと、どうしても税額に非常に差が出て来る。それをならすためには、五箇年間平均しまして課税する方法をとるよりはかたない。そうしますと非常に何と申しますか、手続がやつかいである、めんどろである、こういうことは避けられない。いづれがいいかといふことを考えまして、結局こういう所得は一種特別な性質を持つておりますので、分離して課税いたした方がいゝのじやないかといふ考えであります。もちろん完全な方式を考えますと、総合してやつた方がより公平な場合もございますが、それは一方におきまして、課税の簡便化といふことを考えまして、むしろこのやうな方法が今としては實際に即する、こういう考え方でいたした次第であります。

○奥村委員 五箇年の平均課税は非常にめんどろであるからやめるのだ、それをやめるについては、総合課税をすればその年の所得が多い場合は、特に税率が高くなるから、特に退職所得を区分したのだといふことであります、が、そうすると五箇年平均課税のあの制度は、退職所得でなしに、すべての一時所得について平均課税の制度はやめるのだ、こういうお考えなのですか。

○平田政府委員 その点を今研究してゐるといふことを申し上げたのでござ

本年度は約五千億近くの四千九百六十億程度増加するのじやないか。相当法人の成績はよくなつておりますので、この際法人税について若干の増税をはかるのは、税制として妥当で餘ないかと考えたのでございます。増税をはかります際に、御指摘のように超過所得税的なもので行か、あるいは法人税

の税率を一般的に引上げるか、これは確かに問題でございまして、私どもも検討したのでありますが、超過所得税制を方法で行きますと、超過所得を一体何によつて計算するか、資本金に対する利益率で計算するか、あるいは過去

の一定の事業年度の利益額との比較で
行くかいろいろの方法がありますが、い
なか／＼適正な標準を求めるのにむず
かしいところがある。前回の超過所得
税をやめた一つの大きな理由が、
やはり超過所得税の計算の標準という

ものが、なか／＼むずかしいところにある。それが一つ。それからい
ま一つは、超過所得税式に行きます
と、超過利得に対しては、やはり
相当高い税率で課税するという方向に
行かざるを得ないことになると思ひま

すが、そうしますと、会社は利益が出ると、そのもうかつた上の部分は相当高率な負担をする。すると勢い、会社は利益を有効に使わないで、濫費等の傾向に陥る、そういう弊害もございます。それから救済の定款もございま

ても、会社も計算上非常にめんどろな問題がございますし、役所におきましても非常に手続がやつかいであるという点を考えますと、むしろこの際は一般の法人税の引上げによつた方がよい

のしやないか。この春迄たのてこさい
ます。それで昨年あたりまでは、法人

税によりまして相当利益状態に破行がございましたが、最近ではほとんど全部の会社が相当をするような状態にまでなつておりますし、もちろん利益状況は非常にいいものと、それはどでないものと、若干差異がございますが、今までのようなこともございませぬし、全般としまして相当改善をはかられつつありますので、この際はむしろ法人税の税率を一般的に引上げる方がよろしかろうというので、このような改正案にいたしました次第でございます。

○宮腰委員 これから考えると、法人の税収、個人所得の税収は大体かわらないように考えられますが、ことにこの法人の方は百分の四十二とあるということになりますれば、幾らか法人税の収入が増加する。また現在までに法人税は自然増収が非常にあるようでありまして、その点から考えて、均衡上協同組合だとか特別法人の減税をする必要があるのじやないかと考えるのでございしますが、お考えを承りたい。

○平田政府委員 法人税の収入が最近非常にふえて来たことは、御指摘の通りでございます。本年の当初予算では、所得税二千二百二十七億に對しまして、法人税は六百三十六億程度計上いたしましたのでございます。今回の補正後は、所得税二千三百四十五億に對しまして、法人税は一千四百九十四億、非常に接近しつつある。この傾向は、私は来年度はさらに一層そのような傾向になるだろうと見ております。わが国の経済がだん／＼常態化して参りました一つの証左であると考えております。それに関連しまして、特別法人税の税率のお話がございましたが、その

点は二十五年度の改正で、実はこれも理論上に従ひまして、一般法人と同率にしたのでございすけれども、やはりこの種の事業の実態から申しますと、若干差をつけた方がいいのじやないかというのを考えまして、今回は農業協同組合などには増産をしないというところで、開きをつけることにいたしましたわけでございます。

○宮腰委員 これは酒税の場合だと、小売商店にそういう犠牲を負わせないということ、適切な手続をとりまして、酒税の問題は簡単に片づいたのであります。今議事に盛んに、織物消費税を小売業者に負担させたあれを、返してもらわなければ困るということ、を陳情に來られます。これは国の予算とも重大な關係があります。これを返還すること自体が、酒税の場合と對照して当然のように思うのであります。が、このお考えをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 織物消費税をやめたことによりまする値下りの損を何か補償するか、あるいは税金を返してくれというような要望は、大分前からあります。私もいろいろ研究してみたいと思ひますが、なかなかいい実行案ができません。また価格の変動が、消費税の廃止によつて生じたのか、一般の商況によつて生じたのか、その辺のところにつきましてもなかなか問題がございまして、いい実行案もできませんし、解決を見ていないのであります。私もその後における状況からいたしまして、これを今解決するのは実はむずかしいのじやないかと、考えておる次第でございます。

○夏堀委員長 それでは休憩いたします。

午後一時半より會議を開きます。

午後零時二十六分休憩

午後二時三十二分開議

○夏堀委員長 それでは會議を開きます。

午後の會議には野黨の方々から御質問願ひたいと存じておりましたが、今のところ民主黨の早稲田君一人でありまして、社會黨からも共產黨からも見えておりません。

よつて本日は散會いたします。

午後二時三十三分散會

昭和二十六年十一月四日印刷

昭和二十六年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁